

### 5月は消費者月間です

「消費者保護基本法」が昭和43年5月に施行されたこ とから、その施行 20 周年を機に、昭和 63 年から毎年 5 月は「消費者月間」です。期間中は、消費者・事業者・行 政が一体となって、消費者啓発などを集中的に行います。

#### 消費者庁が掲げる今年度の統一テーマ

### 『デジタルで快適、消費生活術

### ~デジタル社会の進展と消費者のくらし~』

社会のデジタル化が進むことによって、多様なコミュ ニケーションやサービスの利用が可能となったことに伴 い、SNS などによる情報収集・発信やオンライン消費 の普及など、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ 方の幅は拡大しています。

生しており、デジタルサービスの仕組みやそのリスクの

理解、様々な情報の正確さを見極める能力や、適切に活 用するための情報モラル等を身に付けることが必要です。

私たち消費者は、行政や事業者等から得た情報を使っ て、自分の生活に必要なデジタル技術のノウハウを蓄え、 活用していくことで、トラブルを避けながら、デジタル 社会の便利さを活用し、より豊かな消費生活を安全・安 心に営むことができます。

そこで、消費者が消費生活のデジタル化を快適に進めて いくきっかけとなるよう、今年の消費者月間のテーマにな りました。デジタルの利用方法は人それぞれですが、普段 の生活から情報モラルを意識し、デジタル化に伴う契約 トラブルや消費者被害に巻き込まれないように気を付けま 一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発 しょう。インターネットショッピング等でトラブルに遭っ てしまった場合は、消費生活センターにご相談ください。

# ■相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日 時	場所	問合先	
<b>弁護士相談 (事前に要予約)</b> (弁護士が法的な見解等を助言)	5月12日(金)、26日(金)、6月9日(金)、 23日(金) 10時~12時	本庁舎 2階市民相談室	市民生活課 <b>公</b> (21)2122	
	5月18日(木) 10時~12時	大平隣保館 🅿 (43) 6611 🚾 0120	0-46-7830	
7月分: 3/1 (カ) 7月分: 6/1 (木) ~ (各日 8 時 30 分より受付) ※同じ案件での相談は Z 2 回まで	5月15日(月) 10時~12時	藤岡総合支所 別館 2 階 会議室		
	6月20日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2 階 会議室	市民生活課 <b>☎</b> (21)2122	
	5月23日(火) 10時~12時	西方総合支所 1階 会議室		
	6月15日(木) 10時~12時	岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室		
法律相談 (事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	5月2日(火)、16日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	社会福祉協議会大平支所 ☎(43)0294	
宅地建物相談売買や賃貸借、所有と管理) 予約開始: 5/1(月) 8 時 30 分~	5月19日(金) 10時~12時			
元则反母/ 」、小川川が口・フ/ エ(プ / ひゅうつ)	2月17日(火)10時~15時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 <b>☎</b> (21)2122	
407110007 1.4.111120-2/エ(77)00420071	2月19日(金) 14時 10時			
<b>消費生活相談</b> (商品やサービスな ど消費生活全般)	月~金曜日 9 時~ 16 時 (第 2・4・5 金曜日は休所)	本庁舎 2階 消費生活センター☎(23) 8899 🚻 (23) 8820		
	5月9日(火)、23日(火)10時~12時	本庁舎 2 階 市民相談室	市民生活課 (21) 2122	
合同相談	5月18日(木) 10時~12時	大平総合支所 1階 相談室		
(行政相談・人権相談)	◆ 5月15日(月) 13時30分~15時30分			
◆移動県民相談も同時開設 	◆6月20日(火)10時~12時	都賀総合支所 別館 2 階 大会議室		
	5月23日(火) 13時30分~15時30分	西方公民館 2 階 小会議室		
	6月15日(木) 13時30分~15時30分	岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室		
市民相談(日常生活の問題など)	月~金曜日 9 時~ 17 時	本庁舎 2 階 市民相談室		
人権相談	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	大平隣保館 <b>☎</b> (43)6611 <b>22</b> 0120-46-2444、人権·男女共同参画課 <b>☎</b> (21	·7830、厚生センター <b>な</b> (24) ) 2161	
配偶者等からの暴力(DV)相談	月~金曜日 9 時~ 16 時	配偶者暴力相談支援センター☎(21)	2218	
いじめ相談電話	月~金曜日 9 時~ 17 時	本庁舎青少年育成センター☎ (24)0667 図 gakusyu03@city.tochigi.l本庁舎青少年育成センター☎ (23)6566 図 gakusyu03@city.tochigi.l		
青少年相談(非行問題・不登校など)	※土日祝日・時間外は事前に予約が必要			
<b>家庭児童相談</b> (0~17歳の子どもとその家族、ヤングケアラー等)	月~金曜日 9 時~16 時	本庁舎家庭児童相談室(子育て支援課内) 🏗(21) 2227		
児童虐待相談	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	本庁舎 子育て支援課 <b>な</b> (21) 2227 ※左記以外の時間は <b>な</b> 189 (児童相談所全国共通ダイヤル)		
婦人・ひとり親家庭相談	月~金曜日 9 時~ 16 時	本庁舎子育て支援課 ☎(21)2229		
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	8 時 30 分~17 時 15 分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 <b>☎</b> (21) 2219 <mark>孤</mark> (21) 2682		
<b>ひきこもり相談 (要予約)</b> ※事前にお話を伺います。	第 2 木曜日(次回 5 月 1 1 日) 10 時~12 時、13 時~15 時			
就労支援相談 (事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時~21時第1・3土曜日17時~21時 祝日			
	第2·4月曜日13時~21時第1·3土曜日13時~16時 除	大平勤労青少年ホームな(43) 5191		
高齢者相談(介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8 時 30 分~ 17 時 15 分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2245・2246		
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	5月12日(金) 10時~11時30分	本庁舎 1階 市民スペース 栃木中央地域包括支援センター係 <b>☎</b> (21)2171·2246		

# 市税に関する証明書の請求はコンビニで!



コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で取得できる税証明書が、令和5年 3月30日から、新たに2種類追加されるとともに、複数年度(3ヵ年度)(※1)分が取得可能となりました。

## ●取得可能な税証明書と発行手数料●

証明書の名称	証明内容	窓口料金	コンビニ料金
所得証明書(※2)	「所得金額」が記載された証明書です。	300円	200円
住民税決定証明書	「所得金額」、「所得控除額」、「税額」、「扶 養人数」、「税額控除の内訳」が記載された 証明書です。	300円	200円
納税証明書 (※2·※3) New!	市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の納税額	300円	200円
課税(非課税)証明書 New!	「所得金額」、「税額」等が記載された証明書です。※非課税の場合には税額欄に「非課税」と記入されます。	300円	200円

- ※1 令和5年4月25日時点の発行可能年度は、「令和4年度」「令和3年度」「令和2年度」となります。 発行年度の切替えは毎年6月中旬ごろ行う予定です。
- ※2 「児童手当用所得証明書」、「車検用納税証明書」の取得はできません。窓口での発行となります。
- ※3 納税証明書は、金融機関等で納付いただいてから証明書に反映されるまでに、2 週間から 1 か月程度かかる 場合があります。納付日を含む数日間については、納付情報が反映されないため、税額が未納として発行 されます。納付後すぐに納付済金額の納税証明書が必要な場合は、領収証書をお持ちのうえ、市役所または 総合支所の窓口で請求してください。

### ●利用できるコンビニ等●

セブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、イオンの マルチコピー機(キオスク端末)

### ●証明書交付可能時間●

6時30分~23時(12月29日~1月3日の年末年始、メンテナンス時を除く)

- ◎取得にはマイナンバーカードが必要となります。
- ◎取得年度の1月1日に栃木市に住所があり、かつ請求日時点で栃木市に住所がある方のみ発行可能となります。 例:令和4年度の証明書を請求する場合、令和4年1月1日に栃木市に住所がある必要があります。
- ◎取得した証明書について返金、差し替えはできません。 画面をよくご確認のうえ操作してください。 また提出先に求められている証明内容をよくご確認のうえ、取得を判断してください。

問 税務課 ☎ (21) 2261

### 経営相談・税務相談・相続税申告

小さな疑問、お気軽にご相談ください

(認定経営革新等支援機関)

篠木税務会計事務所

税理士·行政書士 篠 木 一 夫 税 理 士渡邊

〒328-0075 栃木市薗部町2-15-25オークラハイツ1F(栃木女子高テニスコート近隣) TEL 0282(22)6611 FAX 0282(22)6618 E-Mail shinogi-kaikei@cc9.ne.jp



12 13 広報とちぎ 2023.5